

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの使用料及び手数料 その他の料金を定める規程

制定	平成21年4月1日	平成21年法人規程第26号
改正	平成21年6月1日	平成21年法人規程第30号
改正	平成23年6月1日	平成23年法人規程第62号
改正	平成23年9月1日	平成23年法人規程第66号
改正	平成25年4月1日	平成24年法人規程第73号
改正	平成25年4月1日	平成24年法人規程第75号
改正	平成26年4月1日	平成25年法人規程第93号
改正	平成26年4月1日	平成25年法人規程第100号
改正	平成27年4月1日	平成26年法人規程第117号
改正	平成27年7月1日	平成27年法人規程第153号
改正	平成28年4月1日	27健経第6297号
改正	平成28年9月1日	28健経第2582号

目次

第1章	総則（第1条）
第2章	使用料及び手数料（第2条―第5条）
第3章	情報公開手数料（第6条）
第4章	実習生の受け入れ謝礼（第7条）
第5章	祭し料（第8条）
第6章	改廃（第9条）
附則	

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター（以下「法人」という。）が徴収する使用料及び手数料その他の料金について定めることを目的とする。

第2章 使用料及び手数料

（使用料及び手数料）

第2条 法人を利用する者は、次の範囲内で理事長が定める額の使用料及び手数料を納めなければならない。

2 使用料

- (1) 診療料 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第54号）により算定した額。ただし、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97条）の規定による損害賠償の対象となる診療については、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法による1点の単価に5円を加えて得た単価で算定した額。

- (2) 先進医療に係る診療料 健康保険法第63条第2項第3号及び高齢者の医療の確保に関する法律第64条第2項第3号に規定する評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定める先進医療に関し、当該先進医療に要する費用として算定した額。
- ① 末梢血単核球移植による血管再生治療(慢性閉塞性動脈硬化症又はバージャー病(従来の内科的治療又は外科的治療が無効であるものに限り、3年以内の悪性新生物の既往又は未治療の糖尿病性網膜症のあるものを除く。))に係るものに限る。
1回 212,700円
 - ② 多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術
1回 330,000円
 - ③ FDGを用いたポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影による不明熱の診断(画像検査、血液検査及び尿検査により診断が困難なものに限る。)
1回 66,128円
 - ④ FDGを用いたポジトロン断層撮影によるアルツハイマー病の診断
院内合成FDG使用 1回:39,054円(患者負担23,000円、研究事務局負担16,054円)
医薬品FDG使用 1回:76,252円(患者負担23,000円、研究事務局負担53,252円)
- (3) 個室使用料(希望により使用する場合に限る。)
- ① S室 1日 26,000円
 - ② A室 1日 16,000円
 - ③ B室 1日 14,900円
 - ④ C室 1日 13,800円
 - ⑤ D室 1日 11,600円
- (4) 非紹介患者初診加算料(理事長が別に定める場合を除く。) 厚生労働大臣が定める算定方法による診療情報の提供に係る料金に相当する額として算定した額
1日1人 1,340円
- (5) 特別長期入院料 健康保険法第86条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第76条第1項の厚生労働大臣が定める療養に関し、別に厚生労働大臣が定める方法により計算した入院期間が180日を超えた日以後の入院(別に厚生労働大臣が定める状態等にある者の入院を除く。)について、当該入院期間の計算において別に厚生労働大臣が定める通算対象入院料の基本点数に100分の15を乗じて得た点数により算定した額。
- (6) 居宅介護支援 介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
- (7) セカンドオピニオン外来
30分まで10,800円(以降30分ごとに10,800円を追加)
- (8) 逝去時ケアに係る料金
逝去時ケア料 5,400円
閉口器 1,620円
- (9) 病理解剖受託に係る料金
解剖料 227,340円
オプション剖検診断費

- | | |
|-------------|--------------|
| ① 細胞診（その他） | 1, 9 0 0 円 |
| ② 免疫抗体法加算 | 4, 0 0 0 円 |
| ③ 電子顕微鏡加算 | 2 0, 0 0 0 円 |
| ④ 組織培養陽性1臓器 | 3, 0 1 0 円 |
| ⑤ 動脈血培養陽性 | 3, 8 6 9 円 |

3 手数料

(1) 診断書

- ① 自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責」という。）、生命保険、訴訟その他これらに類するものに係る診断書 1通につき 5, 0 0 0 円
 上記に係る生命保険会社等による文書照会 1通につき 5, 0 0 0 円
 内容照会面談 1回につき（30分まで）5, 0 0 0 円（30分以上は10, 0 0 0 円）
- ② 恩給、年金、身体障害者手帳、医療費の公費負担等の請求に用いる診断書
 1通につき 1, 5 4 0 円
- ③ ①及び②に掲げるもののほか、精密な内容を記載する診断書
 1通につき 5, 0 0 0 円
- ④ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の定める様式による診断書で、疾病の治癒若しくは学校行事への参加に係るもの又はこれに類する診断書
 1通につき 9 3 0 円
- ⑤ ①から④までに掲げるもの以外の診断書 1通につき 1, 5 4 0 円

(2) 証明書

- ① 自賠責等の申請に用いる診療料の明細書を伴う証明書 1通につき 3, 0 0 0 円
- ② 診療料の支払額証明書 1通につき 9 3 0 円
- ③ 通院証明書、療養証明書その他これらに類するもの 1通につき 9 3 0 円
- ④ 死亡診断書及び死体検案書の写し 1通につき 1, 5 4 0 円
- (3) 別に料金等の定めがある文書法令等により別に料金が定められているもの及び他の団体から診断、検診又は検査の委託を受けたものに係る文書の発行については、(1)から(2)までの規定によらないことができる。この場合には、当該法令等により定められた料金の額又は委託契約等に基づき定められた手数料等の額とする。
- (4) その他 (1)から(3)までに掲げる文書以外の文書の発行については、(1)から(3)までに規定する料金と均衡を失しない額で院長が定める額とする。

(5) X線フィルム複写料（画像記録用フィルム）

- ① 半切 1枚につき 6 2 0 円
- ② 大角 1枚につき 5 2 0 円
- ③ 大四ツ切 1枚につき 5 2 0 円
- ④ B 4 1枚につき 4 1 0 円
- ⑤ 四ツ切 1枚につき 4 1 0 円
- ⑥ 六ツ切 1枚につき 4 1 0 円

(6) X線フィルム複写料（湿式複写用フィルム）

- ① 半切 1枚につき 8 2 0 円
- ② 大角 1枚につき 7 2 0 円
- ③ 大四ツ切 1枚につき 6 2 0 円

④ 四ツ切 1枚につき 520円

⑤ 六ツ切 1枚につき410円

4 生活保護法(昭和25年法律第144号)、健康保険法、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他の法令等によりその額を定められたものの診療に係る使用料及び手数料の額は、前項の規定にかかわらず、当該法令等の定めるところによる。

5 前2項及び3項の規定によるもののほか、相手先からの依頼または委託を受けて行うことについては、各相手先と協議の上、使用料・手数料の額を決定し受け入れることができる。

また、理事長は使用料及び手数料の額を定める必要があると認めるものについては、厚生労働大臣が定める算定方法に準じて得た額又は実費相当額を別に定めることができる。

(減免)

第3条 理事長は、特別の理由があると認めるときは、前条に規定する使用料及び手数料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定により使用料及び手数料の減額又は免除を受けようとする者は、使用料・手数料減額免除申請書に、住所地を管轄する特別区長、市町村長、福祉事務所長その他これらに準ずる者の証明又は意見を添えて理事長に提出して、その承認を受けなければならない。

3 使用料及び手数料を減額し、又は免除する場合は、次に定めるところによる。ただし、第2号の規定は、第2条第4項の規定により使用料及び手数料を納める者については、これを適用しない。

(1) 使用料及び手数料を免除する場合

① 災害等不時の事故によって生計を維持することが困難であると認められるとき。

② 世帯構成者全員のその月の収入の総額が生活保護法による保護の基準に定める額に満たない場合で、現に生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けていないとき。

③ その他特別の理由がある場合で、特に理事長が必要と認めるとき。

(2) 使用料及び手数料を減額する場合

① 5割減額 世帯構成者全員のその月の収入の総額が生活保護基準に定める額以上で、その1.3倍の額に満たないとき。

② 3割減額 世帯構成者全員のその月の収入の総額が生活保護基準に定める額の1.3倍以上で、その1.7倍の額に満たないとき。

(使用料及び手数料の納期等)

第4条 使用料及び手数料は、診療を受け、又は診断書等の交付を受けた都度これを納めなければならない。ただし、入院している者の使用料については、月の末日までに退院する者にあつては、退院の際までに、入院が翌月に引き続く者にあつては、当該月分を下記第2項のとおりそれぞれ納めなければならない。

2 第4条第1項ただし書に規定する入院が翌月に引き続く者の当該月分の使用料については、翌月の15日までに納めなければならない。ただし、当該日前に退院する者にあつては、退院の際までに納めなければならない。

3 理事長は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料の徴収を猶予することができる。使用料及び手数料の徴収の猶予を受けようとする者は、使用料・手数料徴収猶予申請書を法人の長に提出して、その承認を受けなければならない。

4 使用料及び手数料は、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター会計規程第22条に定める方法により納入しなければならない。

(使用料及び手数料の追徴)

第5条 詐欺その他虚偽の申出により、使用料及び手数料の減額又は免除を受けたことを発見したときは、納付すべきであった使用料又は手数料を追徴する。

第3章 情報公開手数料

(情報公開手数料)

第6条 情報公開手数料については東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）別表に定める額及び東京都個人情報保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）別表に定める額を準用し受け入れる。

第4章 実習生受け入れ謝礼

(実習生受け入れ謝礼)

第7条 実習生を受け入れる際には各依頼先と協議の上、謝礼の額を決定し受け入れる。

第5章 祭し料

(祭し料)

第8条 死体を剖検に付したときは、遺族又は身元引受人に祭し料を交付する。ただし、公費をもって埋葬する場合は、この限りでない。

第6章 改廃

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事長が行う。

附 則（平成21年法人規程第26号）

- 1 この規定における使用料及び手数料等のうち、消費税法（昭和63年法律108号）の規定により消費税が課せられることとなるものについては、設定されている金額に100分の105を乗じて得た金額を徴収する。
- 2 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年法人規程第30号）

この規程は、平成21年6月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成23年法人規程第62号）

この規程は、平成23年6月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成23年法人規程第66号）

この規程は、平成23年9月1日から施行し、平成23年6月15日から適用する。

附 則（平成24年法人規程第73号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成24年法人規程第75号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項(3)の改正規定は、平成25年6月1日から施行する。

附 則（平成25年法人規程第93号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成25年法人規程第100号）

- 1 附 則（平成21年法人規程第26号）の1は廃止する。
 - 2 この規定における使用料及び手数料等のうち、消費税法（昭和63年法律108号）の規定により消費税が課せられることとなるものについては、設定されている金額に消費税相当額を含むものとする。
 - 3 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 附 則（平成26年法人規程第117号）
この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 附 則（平成27年法人規程第153号）
この規程は、平成27年7月1日から施行する。
- 附 則（27健経第6297号）
この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 附 則（28健経第2582号）
この規程は、平成28年9月1日から施行する。